

一般不妊治療費助成事業のご案内

大口町では、下記のとおり一般不妊治療費の助成事業を実施しています。

対象となる治療：産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科、皮膚泌尿器科を標榜する医療機関で受けた保険外診療の人工授精にかかる治療

対 象 者：法律上の婚姻をしている夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む）であって、不妊症と診断され人工授精の治療を開始した時点の妻の年齢が43歳未満で、治療期間および申請日において夫又は妻のいずれか一方又は両方が大口町に住所があるご夫婦

助 成 額：治療に要した自己負担額の1/2の額（1年度あたりの上限は4万5千円）を限度に助成開始月から通算で2年間まで助成を受けられます。

申 請 方 法：「大口町一般不妊治療費助成事業申請書」に下記の書類を添付してこども課へ申請してください。

- ① 一般不妊治療費助成事業受診等証明書
- ② 医療機関発行の治療に要した費用にかかる領収書の原本とその写し
- ③ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類、または事実婚関係であることを証明する書類
- ④ 住所地を証明する書類

※③のうち法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類と④は「大口町一般不妊治療費助成事業に関する同意書」の提出があれば必要ありません。

※申請は、3月から翌年2月までの診療分について治療終了日の属する年度内（4月から翌年3月まで）に行ってください。

※申請の際に、ご夫婦の健康保険証をお持ちください。

※ 特定不妊治療費助成制度については江南保健所へお問い合わせください。

(TEL 56-2157)

【 大口町役場こども課 TEL 94-1222 】